

## 「議会議員の在任特例期間に関する共通委員コメント」

釧路地域4市町合併協議会 共通委員 岡田 浩

議員の在任特例について、共通委員として意見を、というお話ですが、

まず、議員の方々の在任期間を延長する意味についてですが、現在、合併協議会で作成しております、新市の「建設計画」および「協定書」は、「もし合併するとすれば、このようなまちづくりをします。」という、住民の方々に対する公約であり、それがきちんと履行されるかどうか、合併後の一定の期間、見守るという意味があると考えます。特に、現在の釧路市以外の地域に適切な配慮がなされた形で、まちづくりが進められるかどうかという不安も一部であるようですので、現在の町議会の議員の方々に引き続き在任して頂いて、そのような不安を取り除くというところに在任特例の意味があると思います。

何らかの地方自治組織を設置すれば、在任特例の適用は必ずしも必要でないという議論もありますが、そのような組織が形骸化することなく、きちんと機能するかどうか不安もありますし、現在の議員の方々は、長く議会の活動に携わってこられて地方の政治・行政に精通しておられ、また、各町議会での合併論議において、あるいは場合によっては合併協議会の一員として、この合併の話し合いに関わってこられた方々ですので、地方自治組織を設置するか否かとは別に、在任特例を適用することは意味のあることだと思います。

在任特例ではなく、定数特例を適用して合併後50日以内に議員選挙を行えば、4年間は合併のゆくえを見守ることができそうですが、選挙区等を設けるとしても、地域ごとの一票の重みの格差が不当に大きくなるよう、ある程度は人口比例を考慮せざるを得ず、在任特例を適用する場合に比べて、現在の釧路市以外の地域の声がどの程度伝えられるのかという不安があります。また、新たに選挙をすることによって、合併論議に携わってこられた方々とは多かれ少なかれ異なったメンバーでの議会ということになりますので、合併協議会で話し合われてきた新市の建設計画や協定書の履行を見守るという趣旨とは、異なったものになると考えられます。

次に、在任特例の期間についてですが、次回の統一地方選挙までの1年半延長ということだと、議会で2度、新市としての予算を議決することになり、新市のまちづくりのスタートの重要な部分を見守るということにはなりません。しかし、そのような単年度の予算に加えて、長期にわたるまちづくりのプラン、すなわち「総合計画」の策定・決定に関わって頂くことが、現在の釧路市以外の地域の不安を取り除き、合併をソフトランディングさせる上で重要であると考えています。地方自治法では、総合計画（基本構想）の、議会での議決を義務づけておりますが、できれば在任期間延長中に、最終段階の議決までできれば、最も望ましいと思われれます。しかし、合併特例法の規定で最大でも任期は2年までしか延長できませんので、もし、作業日程上等でそれが不可能な場合は、少なくとも計画の根幹の部分については、現在の議員が関与できるようにすべきだと思います。

たとえば、総合計画の策定委員会のようなものを設置するとすれば、合併協議会での議論に携わってこられた議員や委員の方々に策定委員として参加して頂くなどして、合併協議会での議論や新市建設計画がきちんと踏まえられた総合計画が作成されるような何らかの手立てを講じるべきだと思います。

議員報酬につきましては、次回、新市の議員選挙が行われる際には、民間企業の社員など、給与所得者であっても、立候補して当選した後、家族を養いつつ専任で議員を勤めることができるように、十分な報酬を保障するべきだと思いますが、現在の議員の方々は、今の報酬を前提として選出されておられますので、合併後、急激に報酬を上げるのではなく、在任期間延長中は、議員としての活動の負担が増える分を加味しつつも、ある程度の水準に報酬を抑えることも理由のあることだと思います。

以上です。皆様の議論のご参考になれば幸いです。